

会議結果まとめ

第8回京丹波町公共料金等審議会

日 時 平成20年8月18日(月) 午前9時00分
場 所 京丹波町役場議場
出席者 8名

1 開会

2 会長あいさつ

皆様おはようございます。委員の皆様、それぞれお忙しいところご出席いただきありがとうございます。前回の審議会におきまして、水道料金の適正なあり方についてその方向性を審議、検討いただきました。本日はその答申案について確認いただき、引き続き病院及び診療所使用料等についての報告事項の確認につきましてお願いします。また、審議の進行によりましては、事前にご連絡しておりますとおり、第1回目の資料によりましてその他公共料金についてご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 水道料金の適正なあり方について(答申案)

<事務局より事前送付した「答申案」について主な決定事項、考え方について、答申案をもとに説明>

(委員) 口径別に基本料金の設定をすることについて、和知地区では水圧等の関係で20m/mを設置された経過があるようなので、実態を調査し、担当課で調整してもらう必要があるのではないかと。

(担当課) 同じ料金に統一していく事務の中で、対応について検討していきたい。

(委員) 料金体系について「高齢者等への配慮」となっているが、「等」に低所得者なども含まれると解釈するのか。

(委員) 「等」では、対象者の範囲が見えにくい。対象者の範囲を整理して、表記の方法を検討してはどうか。

(事務局) 下水道の答申の付帯意見にあわせ、高齢者等と表記した。

(委員) 文言のみですべての内容を網羅するのはむずかしい。実際の事務の中で内容を具体化していく必要がある。

(委員) 水道事業におけるその他の料金の考え方の中で、「統合することで住民生活に激変な状況を及ぼすことが予想できないこと等から」とあるが、表現としてわかりにくい。

(事務局) 表現を考えます。

(委員) 「高齢者等」の表現であるが、下水道の答申では付帯意見として「一人暮らし高齢者世帯」としており、今回の水道とは意味合いが違うのでは。

(委員) 言葉の内容の整理が必要となる。経済的にきわめて困難な方をフォローするものと解釈するが、住民の方にその内容を理解してもらうことが大切。実際は、担当課で具体的な施策を講じ動いてもらうこととなる。

(委員) 高齢者等の「等」には、障害者世帯、母子家庭世帯なども含まれると解釈するが、その中での生活困窮世帯に配慮を要するものと解釈している。

(事務局) 高齢者等及び統合することで住民生活に激変な状況を及ぼすことが予想できないこと等の文言について再度検討させてもらいたい。

(会長) 後日まとめて報告していただくこととして、この答申案の内容について、案のとおりでよろしいか。

<委員 可決>

(2) 病院及び診療所使用料等について

<担当課より使用料規定の経過、現状、改正の方向性について資料をもとに説明>

(委員) 瑞穂病院と和知診療所の個室の内容差は何か。また健康診断料の診療報酬点数について病院と診療所では、健康診断料に差がでるのか。使用料統一の考え方についての提案だと思うが、どのような設定を考えているのか。原案提示ができれば、お願いしたい。

(担当課) 個室の差は、設備面もあるが、主には室内のトイレの有無が大きな違いとなっている。健康診断料については、求められる検査項目により計算をしている。報酬点数は病院でも診療所でも同じである。自動車使用料としては、町内520円、町外1,050円の統一を予定しており、9月議会での条例改正を検討している。改正原案を手元に配布します。

(委員) 自動車使用料の町内・町外の区分について、町外の規定が必要ではないか。実際どのあたりまで対応しているのか。

(担当課) 瑞穂病院では、福知山市三和町、和知診療所では綾部市山家あたりがある。実際に主治医である場合のみ対応している。それ以上の地域(京都市内等遠方)については、他の医療機関への紹介等行って対応することとなる。

(委員) 自動車使用料という言葉の表現がわかりにくいのでは。

(担当課) 患者本人が自動車を使用する訳ではなく、在宅医療に係る交通費相当額という意味である。

(委員) 個室の差は、トイレの有無であるとのことだが、それにしても病室使用料の差があるように思うのだが。

(委員) トイレの有無については、患者側から言えば大きな違いなので、(病室使用料の差は)これでいいのではないか。

(委員) 近隣の他の医療機関の病室使用料はいくらなのか。

(担当課) 病院の規模や設備にもよるので、自治体病院でも様々である。5,000円から8,000円というところもあるし、患者の住所(市内・市外)によっても差をつけているところもある。公立の有床診療所は和知診療所だけなので、比較ができない。

(委員) 資料の「無」とは、無料のことか。

(担当課) サービスがないことを表しているが、表現を(わかりやすいよう)検討する。

(委員) 料金表の検討となると、その金額が妥当か判断するのであれば、経営状況から考えていかなければならない。使用料を統一するという考え方についての協議でよいのか。

(事務局) 使用料の統一について意見を伺いたい。

(委員) 病室使用料について、設備等により金額に差は出ると思うが、同じ個室でも瑞穂病院と和知診療所では差がありすぎるように思う。

(委員) 統一する金額については、現行の額にあわせるという形であると思うが、高齢者の人は保険料など負担が増えており、利用者への周知や説明を十分にさせていただくよう配慮をお願いしたい。

(担当課) 住民の皆さんに説明等十分に行っていく。

(委員) 自費診療とは何をいうのか。

(担当課) インフルエンザの予防接種など、保険点数ではないもので、ワクチンの購入額等から算定するものを想定している。町内の医療機関は統一した金額で実施している。

(会長) 自動車使用料については、統一するという一方で、また利用者への十分な説明をお願いし、病室使用料については、今後経営問題を含め検討していただくということではよろしいか。

<委員 承認>

(3) その他公共料金等について

(事務局) その他の公共料金等について、所管課に照会を行った結果、資料のとおり現状どおりの回答となっています。第1回目の資料等を基にその他の公共料金についてもご意見を伺い、参考にさせていただきたい。

(委員) 保育料や学童保育負担金などは統一できているのか。

(事務局) できている。統一ができていないのは、各施設の使用料などです。

(委員) 京丹波町独自の施設使用料については、施設ごとに料金を考える必要があると思うが、社会教育施設などについては、現在の料金がバラバラなので、基本的には統一するのが望ましいのではないかと。ただし、施設により（部屋の）面積の違いがあるので、1㎡当たりの単価を決めて統一するなどしてはどうか。また、施設を多くの方に有効利用してもらうことも考えあまり規則でしぼりをかけすぎないようにすることが大切。合併し京丹波町となり、町全体の施設なので、地元住民と他の町民との料金についても統一すべきではないか。町は地元住民に対し、その説明を行っていくべきでは。

(委員) 公民館施設使用料で町外の方が利用した場合の料金はどうなっているのか。

(事務局) 公民館施設では、和知のふれあいセンターのみ町外者使用は使用料の2倍の額を徴収している。運動施設においても、和知グラウンドは2倍の額。また、その他の施設で、山村開発センターにおいても、2倍の額としている。

(委員) 各施設の面積の違いがあるのですべて同一料金とするのは難しいと思うが、使用料を統一する場合は、1㎡当たりの単価を決めるなど、算出根拠を明確にし住民からの理解が得られるように。

(委員) 団体活動等で施設を使用しているが、使用料を支払い使用しているのだから、施設の維持管理についても徹底してほしい。

(事務局) 施設管理が備わった上での使用料金なので、十分な管理を行っていく。

(委員) 施設使用料の統一についてだが、施設の部屋名称についても同じような場所に関し

では統一してはどうか。住民にもわかりやすく、事務的にも進めやすいのでは。

(委員) 運動施設使用料の夜間使用料はナイター使用によるものと思われる。照明の規模により様々ではあると思うが、電気代がかかるので、わちグラウンドの料金くらい徴収しないと元が取れない。使用料に関しては合併時に調整しているのか。

(事務局) 合併時に調整をしている。

(委員) 運動施設使用料について、町外の方は、安いから当町の施設を使用されていると聞いたことがある。料金設定について町外利用者からはある程度徴収してもよいのでは。町内外利用者同じ料金なのか。

(事務局) わちグラウンドについては、町外利用者料金を設定している。

(委員) 学校施設以外の、グラウンド・体育館で一般的に開放している施設については、町外利用については倍額徴収してもよいのではないのか。

(委員) 施設使用料の統一については、すべての公共施設を複数の職員がまわり同じ目で確認し、各施設の設備について十分理解し使用料に反映させる必要がある。

(事務局) 資料の中で、山村開発センターみずほの使用料1回となっているが、4時間基準の誤りである。訂正願いたい。

(委員) 公民館施設使用料が町内5公民館となっているのは、6公民館では？

(事務局) そのとおりである。訂正願いたい。

(委員) 京丹波町の施設も多数あり、管理運営方法についても見直し、住民の方に利用してもらいやすいよう考えていくことも必要。各手数料については、このとうりでよいのでは。窓口手数料などは他の市町村と同じになっているのではないのか。

(事務局) 同じである。

(会長) 様々な意見をいただいた。以上を参考にさせていただきたい。

<委員 承認>

(4) その他

(事務局) その他公共料金についても審議していただいた。答申いただいた案としては、下水道料金と水道料金ですが、その他公共料金についても審議会の意見として、答申書の中にまとめさせていただきたい。

次回審議会については、最終答申(案)を示させていただき審議をいただく方向でお願いしたい。また、最終の審議会としてお願いしたい。

<委員 承認>

(会長) 第7回会議録については公開してよろしいか。また次回審議会についても、原則公開してよろしいか。

<委員 了承>

(会長) 次回は平成20年9月30日(火)の午前9時からでよろしいか。

<委員 了承>

5 閉会

白樫副会長あいさつ